

高知競馬場常駐警備実施要領

1. 警備対象

高知市長浜宮田2000番地

高知競馬場 ①スタンド棟, 諸設備

②管理棟(事務局)

③きゅう舎内保安

④別途協議して定めた地域

2. 趣 旨

上記警備対象内の財産、人命の保護に任じ高知県競馬組合の円滑な運営に寄与することを目的とする。

3. 警備業務の内容

配置ポスト	任 務
受 付	<p>警備室に位置し、特に安全と防火に関する事項をすべてに優先して次の任務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">① 警報表示板の監視と表示に対する対応処置。② 異常事態発生時の通報と連絡。③ 鍵の授受, 保管及び記録。④ 警備上必要な書類の作成。⑤ 定められた入退場の手続。 (出入り者の身分確認、外来者の名簿の記録と入場許可証の交付)⑥ スタンド棟管理部署へ出入りする者の検問。⑦ 競馬場内への入場者の出入管理(県外馬運車入厩時の消毒等)⑧ 馬運車到着時の積み降ろしピットの開閉作業等。⑧ 高知県競馬場組合事務局執務前後における電話の受付と一般外来者及び内きゅう舎在住者の応対、受付処理並びに事務局担当者への連絡引き継ぎ。
巡 回	<p>スタンド棟、管理棟及び各施設を巡回し、次の任務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">① 火災の防止に関する事項。<ul style="list-style-type: none">ア 火気使用箇所の不始末事項の点検。イ 消防用設備、資器材の外見上からの点検。ウ 火災発見時における通報その他の処置。② 盗難防止に関する事項<ul style="list-style-type: none">ア 非常口、シャッター及び各出入口の扉、窓等の施錠の点検。イ 不審者・侵入者発見時の通報その他の処置。ウ 盗難事故発生時及び異常事態発生時における関係先への通報その他処置。

巡 回	<p>③ 開催時における定められた施設の出入口の施錠 ア スタンド棟（スタンド内従事員の出入口、馬主席等） イ 調教監視スタンド（発走委員室等） ウ 場内施設（トイレ、倉庫他）</p> <p>④ 巡回実施の注意事項（巡回時間は別記とする。） ア 巡回回数は1日3回とし、きゅう舎周辺は南と北への移動時2回とする。 イ 浸水、漏水事故発見時の通報その他の処置。 ウ 競馬場外周を巡回し、不法駐車並びに暴走族等不法走行車の有無の点検及びその対応。</p>
そ の 他	警備業務実施運営上、特に必要と認められる事項が発生した場合は競馬組合と協議して、任務を変更する。
緊急警備 非常事態対応	<p>① 事前に予測される事態について双方協議のうえ 決定された自衛警備編成により対処するものとする。</p> <p>② 非常事態に直面した際は、迅速・的確に事態を確認し、臨機応変の処置をとるとともに、受託者の警備指令室（24時間体制で執務しており応援体制がとれること）・競馬組合事務局の担当者・警察・消防署に通報する。 ※北警備詰所へ自社又は提携会社の警備指令室へ通報する機械警備を設置のこと。</p> <p>③ 施設内で競走馬の放馬事故が発生した場合には、別添「高知競馬場放馬対応マニュアル」及び「放馬対応の流れ」に則り、対応を行うこと。</p> <p>④ 不法入場者等への対応 ア 不法入場者を発見した場合は毅然とした態度（口頭）を持って、入場を拒否すること。 イ 強行して、入場した場合は直ちに110番し、「不法入場者」の通報を行なうものとする。 強行入場の定義 ・ 車輛等で一時停止もせず強引に入場した場合。 ・ 制止する警備員を突き飛ばす等して強引に入場した場合。 ウ 競馬組合警備担当者に通報し、その指示に従うこと。 エ 場内警備各所に不法入場者の通知を行うと共に、排除に向け努力する。 オ 不法入場者の顛末については、別途様式により報告する。</p>

4. 警備業務の運営方法

- ① 警備業務の従事者は基本的に北2名南1名で実施すること。夜間（19：30～6：30）については、北3名体制とする。

* 南の食事及び休憩時間は北の1名が南に応援に行く。

- ② 上記、北2名のうち最低1名は警備員A（国土交通省「建築保全業務積算要

領」で定める技術者区分による)を常時配置し、指揮・統制を行わせること。

配置ポスト	配置人員	担 当 時 間	備 考
受 付	1名	非開催日07:00~19:00 開催日 07:00~21:00	南 詰所
巡 回	2名 (1名追加し、3名体制となる時間)	09:00~09:00 (19:30~06:30)	北 詰所
*北から南への応援時間		10:00~10:30 11:30~12:30 14:30~15:00	南

③受託者はあらかじめ警備業務に従事する者を定め経歴書を添えて競馬組合に提出すること。また、従事する者を変更するときも同様とする。

④ 勤務日及び勤務時間

(1)警備業務は北警備は24時間体制で行う。

(2)配置ポスト及び時間は上記のとおりとする。

*但し、スタンド棟から入場口への配置ポスト移動については、委託者の指示に従うものとする。

(3)警備業務は、ローテーションを作成し、配置人員は厳正な診査の上人事記録簿を競馬組合に提出するものとする。

⑤ 勤務の方法

(1)警備業務の従事者は制服及び制帽を着用し、受託者が制定した装具を使用するものとする。

(2)受託者は、業務に従事する者に対して、その責任を自覚させるとともに関係法規を熟知させ、いかなる事態に対しても適切な措置ができるよう努めなければならない。

⑥ 警備報告書の提出

(1)当該日の警備業務従事者は、当該業務を終えたときは、業務日誌を所定の責任者に提出しなければならない。

(2)警備対象内の拾得物については、別紙様式第1号『拾得物差出簿』により競馬組合に引き継ぐものとする。

(3)きゅう舎等出入者については、別紙様式第2号『きゅう舎等出入簿』により整理するものとする。

5. 警備従事者の要件

従事者は、健康にして職務に対し忠実で、思想堅固であり、緊急の場合に臨機応変の措置ができる者であること。

別記

巡回時間	非開催日	開催日	きゅう舎周辺
1 回目	17:00 ~ 18:00	21:00 ~ 22:30	開催日 06:40~
2 回目	01:30 ~ 02:00	03:00 ~ 03:30	非開催日 06:40~
3 回目	07:00 ~ 08:00	07:00 ~ 08:00	非開催日 19:00~ 開催日 21:00~

非開催日（他場の発売日についてはその開催時間にあわせて臨機応変に対応する。）

6. 警備実施年月日

令和8年5月1日からとする。